

第6回地域社会における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会

木質バイオマスの安定調達に係る 申請前の調整について

令和4年10月31日

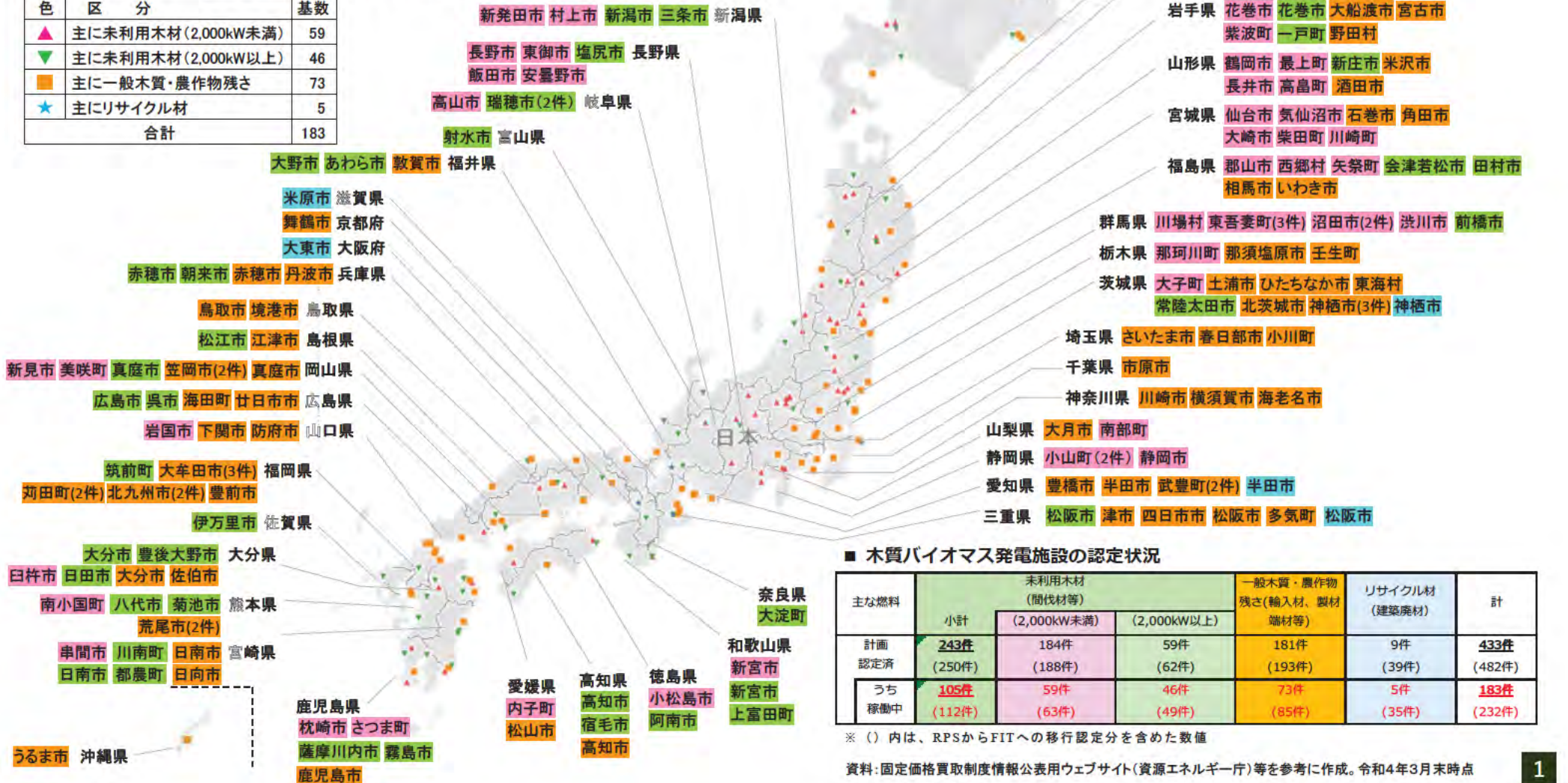
林野庁木材利用課
木質バイオマス推進班

FIT新規認定を受けた木質バイオマス発電施設の設置状況①

- 令和4年3月末現在、「再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）」の計画認定を受けた木質バイオマス発電施設は、433か所の認定が有効であり、このうち183か所で稼働。
- 主に未利用木材を使用する木質バイオマス発電施設は、243か所の認定が有効であり、このうち105か所で稼働（令和3年9月末から9か所の増加）。

■ FIT開始後新規認定を受けた木質バイオマス発電施設の稼働状況

色	区分	基数
▲	主に未利用木材(2,000kW未満)	59
▼	主に未利用木材(2,000kW以上)	46
■	主に一般木質・農作物残さ	73
★	主にリサイクル材	5
合計		183



■ 木質バイオマス発電施設の認定状況

主な燃料	小計	未利用木材 (間伐材等)		一般木質・農作物 残さ(輸入材、製材 端材等)	リサイクル材 (建築廃材)	計
		(2,000kW未満)	(2,000kW以上)			
計画	243件	184件	59件	181件	9件	433件
認定済	(250件)	(188件)	(62件)	(193件)	(39件)	(482件)
うち稼働中	105件	59件	46件	73件	5件	183件
	(112件)	(63件)	(49件)	(85件)	(35件)	(232件)

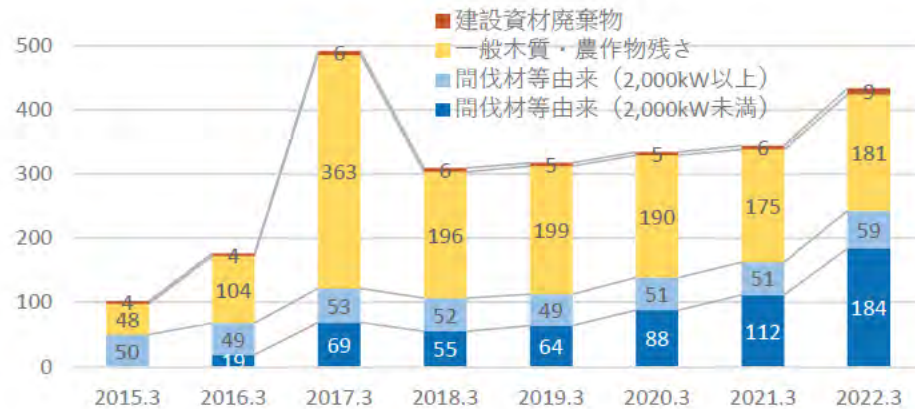
※ () 内は、RPSからFITへの移行認定分を含めた数値

資料：固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト(資源エネルギー庁)等を参考に作成。令和4年3月末時点

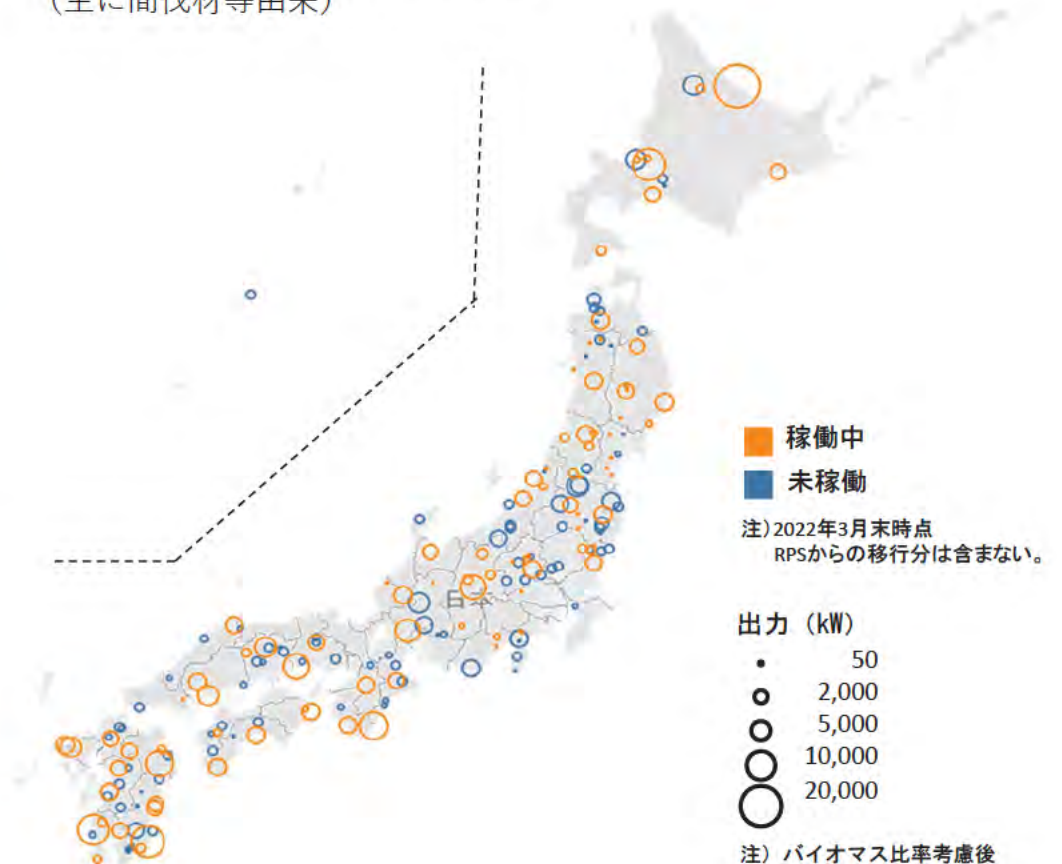
FIT新規認定を受けた木質バイオマス発電施設の設置状況②

- 全体的に認定件数、導入件数（稼働件数）ともに増加。特に、間伐材等由来（2,000kW未満）の増加ペースが大きい。
- 主に間伐材等由来バイオマスを利用する発電施設だけを見ても、FIT/FIP認定済みで未稼働のものが138件あり（2022年3月末時点）、これらが全て稼働すると、40道府県で計243件となる。

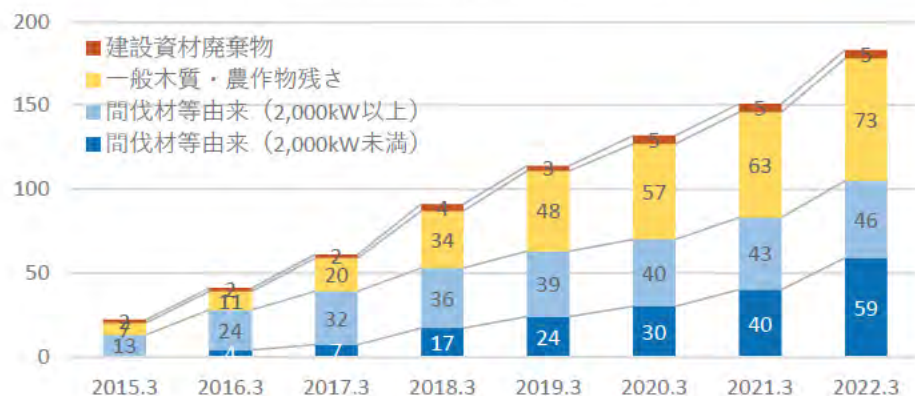
木質バイオマス発電施設認定件数



木質バイオマス発電施設の設置状況
(主に間伐材等由来)



木質バイオマス発電施設導入件数



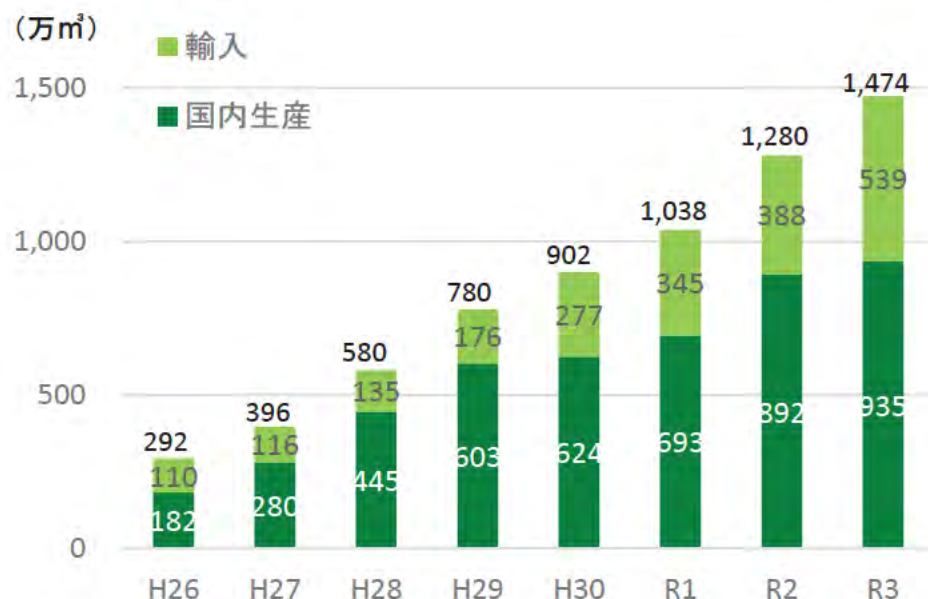
注) RPSからの移行分は含まない。

資料: 固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト(資源エネルギー庁)等を参考に作成。

木質バイオマスの利用状況

- 木質バイオマス発電所の増加等により、エネルギーとして利用される木質バイオマスの量は年々増加。
- 令和3年の燃料材の国内消費量は1,474万^m（前年比15%増）であり、うち国内生産量は935万^m（同5%増）、輸入量は388万^m（同39%増）。
- 木質バイオマスのうち、製材工場等残材と建設発生木材は、製紙原料などとしてほぼ利用済み。
- 他方、間伐材等の林地残材の利用率は低位。木質バイオマスのエネルギー利用を進めるためには、林地残材の活用が不可欠。

■燃料材利用量の推移

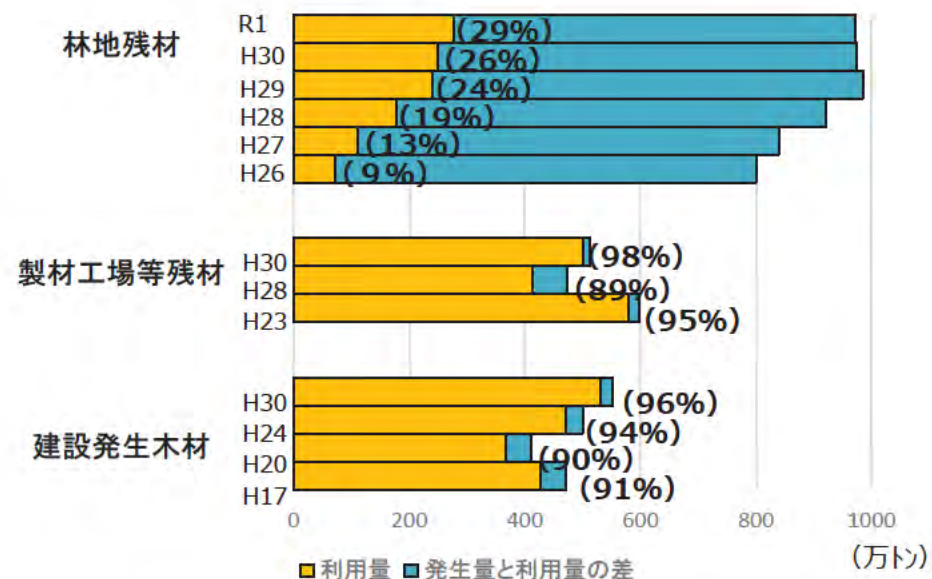


注1:「燃料材」とは、木炭用材、薪用材、燃料用チップ等用材

注2:四捨五入の関係で計が一致しないことがある

資料:林野庁「木材需給表」

■木質バイオマスの利用状況



注1:林地残材の数値は各種統計資料等に基づき算出（一部項目に推計値を含む）。

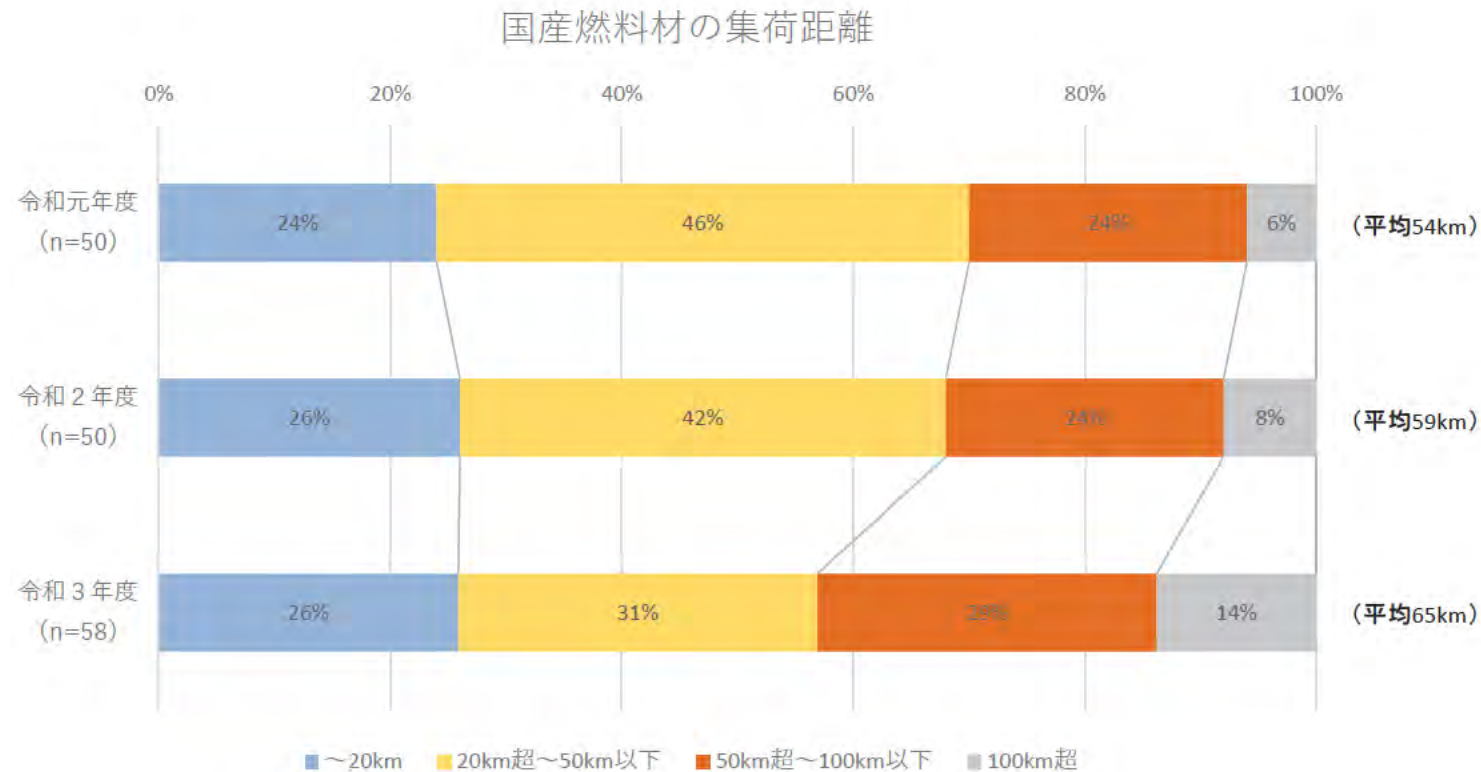
注2:製材工場等残材の数値は木材流通構造調査の結果による。

注3:建設発生木材の数値は建設副産物実態調査結果による。

注4:製材工場等残材、林地残材については乾燥重量。建設発生木材については湿潤重量。

燃料材の集荷範囲

- 国内での燃料材の集荷距離については、100km以下とする発電事業者が9割弱（令和3年度）。
- 一方、集荷距離100km超とする発電事業者の割合が増加するなど、平均集荷距離は年々長距離化する傾向。



出典：(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会「木質バイオマス燃料の需給動向調査」(通常の集荷距離についての回答結果)

木質バイオマスの今後の展開における主な課題

- 木質バイオマスのエネルギー利用は、FIT制度を背景に急速に発展。
- 今後の木質バイオマスの一層の活用に向けては、燃料材の安定的な供給、熱利用の拡大や持続可能性への配慮など多様な課題への対応が必要。

● 国産燃料材の供給力の強化

増加する燃料材の需要に対し、林地残材の一層の有効活用を図るため、林地残材を効率的に収集・運搬するための機材の導入等を支援。エネルギー利用向けの早生樹の育林方法等の実証も支援。

● FIT/FIP申請に係る確認の強化

FIT/FIPの認定件数の増加による、地域における木材需給のひっ迫の懸念に対応するため、FIT/FIPの申請案件について、都道府県とも連携し、国産燃料材の安定調達のための方策や既存需要者との調整状況の確認を強化。

● 熱利用の拡大

地域の森林資源を、エネルギー変換効率の高い熱利用又は熱電併給により地産地消する「地域内エコシステム」の普及のための、モデル地域づくり、技術開発や調査、横展開の仕組みづくりを支援。

● 持続可能性への配慮

ライフサイクルGHGを含め、持続可能性に関する要請の高まりに対応していく必要。EU等における動向も注視。

● FIT/FIP期間終了を見据えた取組

燃料コストや運転コストの低減、収入の多様化等。

国内森林に係る木質バイオマスの安定調達について①

- 再エネ特措法(FIT/FIP制度)に基づく、発電事業計画の認定に当たっては、
 - ①燃料の調達が、当該燃料と同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法であること
 - ②発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること等の基準を満たす必要。
- 国内森林に係る木質バイオマスを使用する案件については、上記認定基準の確保に資するよう、燃料調達及び使用計画の確認等について都道府県に協力を依頼。(林野庁においても、申請後のプロセスの中で燃料調達及び使用計画を審査)
- 2017年3月に資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン」において、発電事業者は、国内の森林に係る木質バイオマスを燃料とする場合、「燃料調達及び使用計画」の策定に当たって、調達予定先となる都道府県に対して、「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」を事前に説明。また、計画の妥当性について指導・助言を受けた場合は、申請者は適切な措置を講じることが求められている。
- 認定件数が増加し続けている中で、地域における木材需給のひっ迫に係る懸念も依然強いところ。また、発電事業者が都道府県との必要な調整を完了しないまま申請する事例などもあることから、燃料の調達及び使用計画の事前確認の実効性の向上に資するよう、チェックポイント等を見直し。

平成29年に燃料調達及び使用計画の事前の確認について都道府県あて協力依頼した事務連絡を見直し、「再エネ特措法に基づく国内森林に係る木質バイオマスの安定調達について(依頼)」(令和4年8月30日付 資源エネルギー庁新エネルギー課長及び林野庁木材利用課長の連名による通知)として、各都道府県木質バイオマス担当部長あて発出。

国内森林に係る木質バイオマスの安定調達について②

「再エネ特措法に基づく国内森林に係る木質バイオマスの安定調達について(依頼)」(令和4年8月30日付 資源エネルギー庁 新エネルギー課長及び林野庁木材利用課長の連名による通知)における見直しの要点は以下のとおり。

○チェックポイントの見直し

・都道府県がチェックすべき点についてより詳細に提示(以下参照)。また、チェックの結果を踏まえた発電事業者への指導内容等についても網羅的に記載。

(安定調達の確保について)

- ・伐出事業者の増産対応について、労務確保の方策や生産性、作業箇所の確保状況など、より丁寧に確認。
- ・事業計画から想定される伐採増加量が、流域単位等の森林資源成長量に照らして保続可能な水準か確認。
- ・燃料供給者との安定調達に係る協定書や契約書を締結しているか、供給数量等の記載があるか、20年以上継続できるものとなっているか等について確認。

(既存事業者への影響の最小化について)

- ・広域的観点からも同じ種類のバイオマスを利用する事業者の調達に著しい影響を及ぼさないようにするため、複数県域を活動区域とする事業者団体等(製紙用チップの業界団体等)にも計画の説明・確認を行うよう、都道府県から発電事業者に指導。
- ・特に競合が懸念される既存事業者への説明状況等について、より丁寧に確認。

○調整完了に係る通知

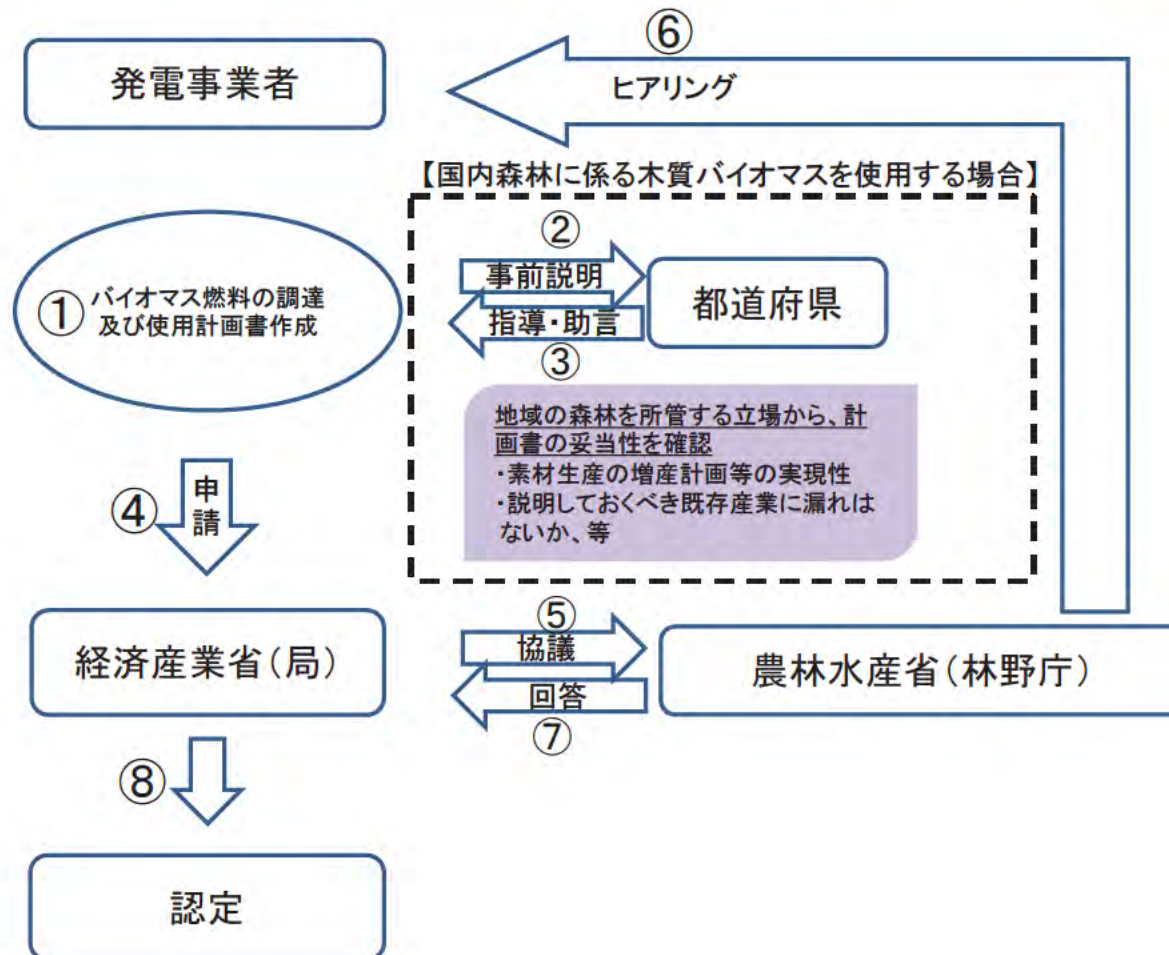
・発電事業者が都道府県との必要な調整を完了しないまま申請することがないよう、事前説明及び指導・助言に対する措置の実施確認の手続きが完了し、燃料調達計画が妥当と判断された場合に、発電事業者に対して文書で通知。

○情報の共有

- ・認定申請後の審査を円滑に行えるよう、発電事業者から事前説明を受けた段階で、都道府県から林野庁に情報を共有。
- ・発電事業者の燃料調達が複数県にまたがる場合は、林野庁を介して当該県の間で、事業者の説明内容等の情報を共有。また、広域の木材需給情報等を林野庁から都道府県に定期的に提供。

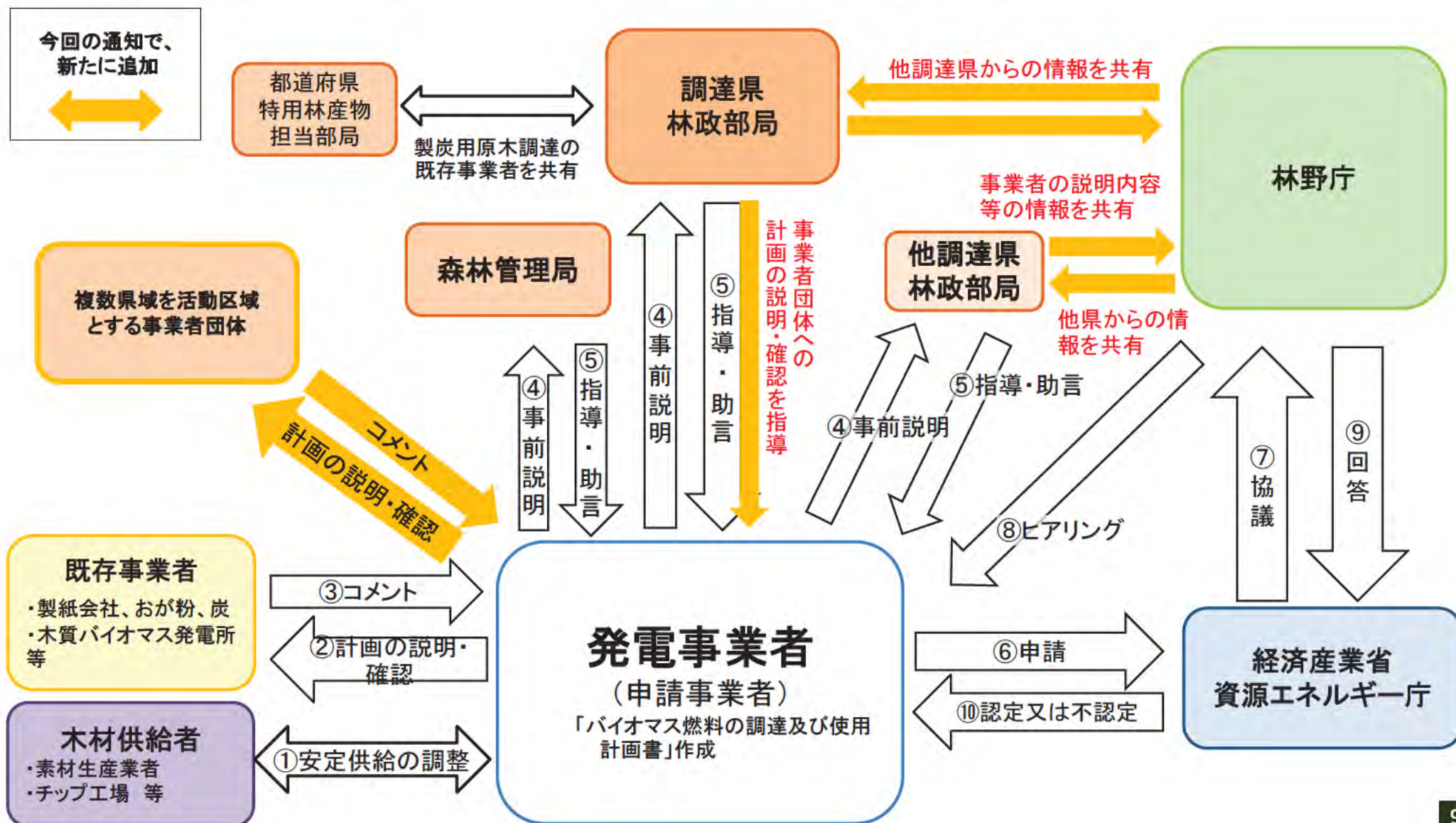
FIT/FIP認定に係る確認について①

- 発電事業者は、国内森林に係る木質バイオマスを燃料とする場合、申請に当たって、調達を予定する都道府県に対して、「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」を事前説明。計画の妥当性について指導・助言を受けた場合、発電事業者は適切な措置を実施。
- 申請後、林野庁より、発電事業者に対してヒアリングを実施。



FIT/FIP認定に係る確認について②

FIT・FIP制度による事業計画の認定申請に係る手続きの流れ



(参考)木質バイオマスの需給関連情報

- 木質バイオマスを活用する際の参考にしていただけるよう、地域の木材需給状況等に関する情報をまとめたページを作成。

林野庁

English ミズサイト サイトマップ 文字サイズ

標準

大きく

逆引き事典から探す

キーワードから探す Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > 木質バイオマスの利用推進について > 木質バイオマスの需給関連情報

木質バイオマスの需給関連情報 New

木質バイオマスを活用する際の参考にしていただけるよう、地域の木材需給状況等に関する情報をまとめました。

○森林・林業統計要覧

都道府県別の森林面積・蓄積や素材生産量を含め、森林・林業・木材産業の現状を概観できるよう統計情報等を収集したものです。

○木質バイオマスエネルギー利用動向調査

木質バイオマスエネルギーを利用する発電機及びボイラー基数や木材チップ、ペレット等の利用量を取りまとめた統計資料です。

・ [木質バイオマスエネルギー利用動向調査（2020年確報）](#) 

○国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会

木材及び苗木等の需給情報の収集・共有を図るため、林業・木材産業の幅広い関係者の参加の下、需給情報連絡協議会を開催しています。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/con_7.html

(参考)木質バイオマスの熱利用の取組事例



木質バイオマス熱利用・熱電併給事例集
第2版



林野庁 木材利用課



○ 林野庁では、木質バイオマスによる熱利用・熱電併給を進めるため、都道府県の協力を得て、各地における熱利用・熱電併給の取組事例を収集・整理した「木質バイオマス熱利用・熱電併給事例集」を取りまとめて、平成29年度より公表。

○ 今回、内容を追加・更新し、**令和4年5月に【第2版】を公表。**

○ 本事例集では、これから熱利用・熱電併給に取り組もうとする方々の参考となるよう、それぞれの取組について、実施体制や燃料、熱利用施設、収支などに関する詳細な情報を分かりやすく記載。

・薪を燃料とした熱利用24事例

(千葉県南房総市、鳥取県智頭町、岡山県西粟倉村等)

・木材チップ・木質ペレット等を燃料とした熱利用31事例

(北海道下川町、福井県あわら市、山梨県北杜市等)

・熱電併給5事例(宮城県気仙沼市、秋田県北秋田市等)

○ 木質バイオマスによる熱利用・熱電併給の取組の一層の促進に向け、各地方公共団体等において当該事例集をご活用いただきたい。

詳細はこちら→https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/con_4.html



ご清聴 ありがとうございました

毎年10月は「木材利用促進月間」です



ウッド・チェンジとは、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指します。